

関東整備局 分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成27年度)

整理 番号	分収造林契約地の所在市町村	契約面積 (ha)	選 定 基準※注1	重点化 基準※注2	B/C※注3	備考(重点化基準の具体的内容)
1	福島県白河市	21	ウ	①	1.62	(阿武隈川流域)
2	群馬県桐生市	90	ウ	①	1.47	(利根川流域)
3	新潟県妙高市	9	イ	①	2.76	(関川流域)
4	山梨県南巨摩郡身延町	2	ウ	①②	2.00	(①富士川流域②下部簡易水道)
5	山梨県南巨摩郡身延町	5	ウ	①②	2.00	(①富士川流域②波高島簡易水道)
6	静岡県浜松市	2	ア	①	2.10	(天竜川流域)
7	静岡県静岡市	4	ア	①	3.37	(安倍川流域)
8	静岡県静岡市	5	ア	①	2.54	(安倍川流域)
9	静岡県浜松市	8	ア	①	2.76	(天竜川流域)

注1 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注2 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域

②：ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等

注3 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、 $B/C \geq 1.00$ 。